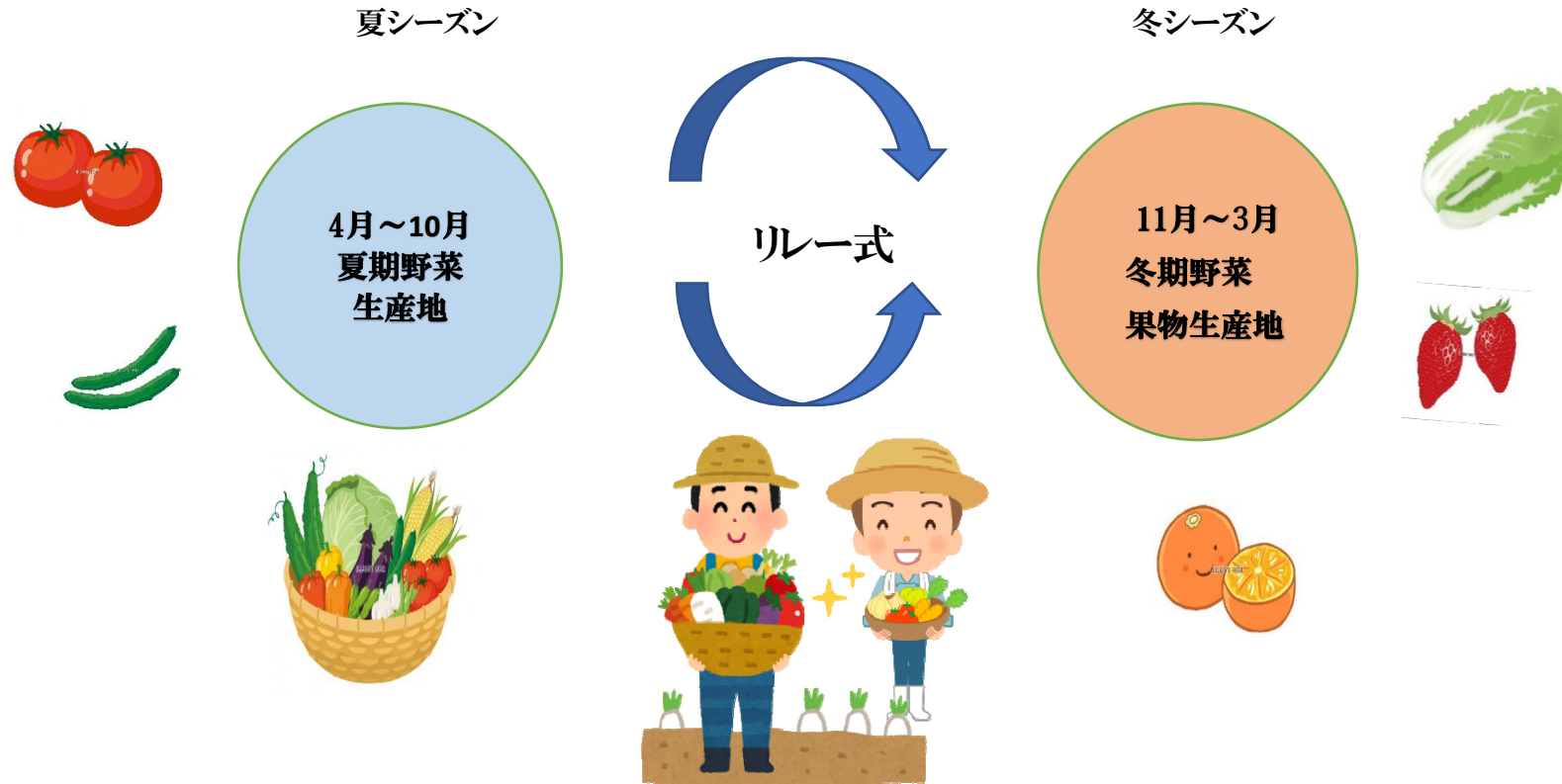


日本の農業で働きたい外国人を募集します

中国・タイ・ベトナム・カンボジア・ミャンマー・フィリピン

特定技能とは:2019年4月に制定施工された制度です。新しい在留資格「特定技能」が設けられました。これを受け、人手不足が深刻であると認められた分野において外国人労働者の就労が可能となりました。雇用期間は5年間。特定技能者(労働者)は、雇用主の直接雇用です。労働基準法等労働諸法が適用されます。



日本の農業で働きたい外国人の申し込み書

氏名		国籍	
性別・年齢	男・女	歳	入国日
住所			
電話番号		E-mail	
取扱機関名	グリーンビジネス協同組合	担当者	古谷 ^{コヤ} 豊 ^{ユタカ}
住所	〒311-1512 茨城県銚田市白塚581		
連絡先	TEL:0291-32-6610 FAX:0291-32-6626 E-mail:gb6610@nifty.com		